

令和8年度 第1回横浜市緑スポーツセンター指定管理者選定委員会 会議録	
日 時	令和8年5月14日(木) 午前9時30分～午前11時30分
開 催 場 所	緑区役所 会議室2A
出 席 者	上野 正也、小川 尊幸、長崎 清美、平井 充子、藤田 慶之(50音順)
欠 席 者	なし
開 催 形 態	一部非公開(傍聴者2人)
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 挨拶 2 委員紹介 3 委員長選出 4 委員長職務代理者 5 会議の公開・非公開について 6 審議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公募要項(案)について (2) 業務の基準(案)について (3) 評価基準項目について 4 その他 次回委員会について
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 3・4 委員長の選出及び委員長職務代理者の指名 委員長に上野委員を選出。委員長職務代理者には小川委員が指名された。 5 委員会の公開・非公開について 第1回委員会については、公正性を担保するため、議題のうち審議案件について非公開とした。第2回委員会については、応募団体のプレゼンテーション・質疑応答部分を公開し、公平な競争を妨げることのないよう応募団体の評価の審議部分について非公開とした。 6 審議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 緑スポーツセンター公募要項(案)について 事務局から説明。次項の「議事」のとおり一部訂正し、委員長確認の上、確定することとした。 (2) 業務の基準(案)について 事務局から説明。原案どおりとする。 (3) 評価基準項目について 事務局から説明。原案のとおり、確定することとした。また、指定候補者及び次点候補者となるための最低基準点も、原案どおり、加減点項目を除いた配点合計の6割で了承された。また、評価が同点となった場合には、加減点項目を除いた配点合計で比較することとし、なお同点の場合は特定の項目の合計点で指定候補者を決定することとした。(※それでもなお同点の場合はくじ引き)

	<p>4 その他 第2回選定委員会は、8月17日（月）に行うこととなった。</p>
議 事	<p>6 審議事項</p> <p>(1) 公募要項（案）について (2) 業務の基準（案）について</p> <p>委員：指定管理料は5年間総額とのことだが、単純に5で割る想定か。 事務局：提案者によっては年度ごとに配分を変える場合もある。 委員：評価が難しいのではないか。 事務局：金額の高低だけでなく妥当性や効果を確認し、第2回選定委員会でのヒアリングやプレゼンテーションを通じて総合的に判断してほしい。</p> <p>委員：(エ 自主事業収入) について、スポーツ教室事業は時間外に実施したものによる収入という理解でよいか。 事務局：そのとおりであり、指定管理業務とは区分する。(※指定管理者制度ガイドライン等に基づき、それ以外の収益性等の判断基準もある。) 委員：その場合、人件費も別扱いか。 事務局：収支を分けて計上する想定でよい。</p> <p>委員：リスク分担に独自変更はあるか。 事務局：特段の変更はなく、他のスポーツセンターと同様、横浜市の標準的な考え方に基づいている。</p> <p>委員：広告事業とネーミングライツは同じか。 事務局：別制度であり、ネーミングライツは市が実施する。 委員：ネーミングライツは他区でもまだ実施していないのか。 事務局：現時点では実施していない。</p> <p>委員：業務の基準9 ページスポーツ教室について、 現状のスポーツ教室の実施頻度や規模ほどの程度か。また、市民が自由に利用できる時間と、指定管理者が主催するスポーツ教室等で施設を利用する割合についても、どの程度が適正なのか知りたい。今後、提案内容を評価するうえで、そのバランスも判断材料になるのではないかと考えている。 事務局：スポーツ教室の実施については、公募要項および業務基準に定める優先利用の範囲内で設定することとしている。詳細データは整理の上、追って共有可能である。</p> <p>委員：託児サービスは実施しているか。</p>

委員：そのようなスペースがあるようには思えないが。

事務局：実施しており、空きスペースを活用している。

委員：託児担当者は有資格者か。

事務局：要項等でそのように求めている。

委員：21 ページ第4 自主事業に係る業務の基準 2 飲食事業について、もし施設が行う場合、営業許可がとれている設備はあるのか。

事務局：現在、常設の飲食設備はない。実施者が必要な許可を取得する必要がある。

(3) 評価基準項目について

委員：前回（5年前）の応募団体は何団体あったのか。

事務局：前は1団体のみ。

委員：採点はどのように行うか。

事務局：プレゼンテーション、質疑応答終了後、その場で行うことを想定している。

委員：当日の提案書以外の資料使用は認められるか。

事務局：当日のパワーポイントの使用は認める。ただし、紙資料の追加配布は認めない。

委員：自主事業の評価は、加減点項目に記載の（4）部分のみか。

事務局：そのとおり。

委員：自主事業の提案様式が明確ではないように見える。

事務局：ご意見を踏まえ、整理して明確化する。

委員：配点が高い項目は、それだけ重要と考えてよいか。

事務局：そのとおり。

事務局：同点の場合の取り扱いについてはどうか。

委員：まずは加減点項目を除いた配点合計で比較することとし、なお同点の場合は、配点の高い特定項目（「3」、「5」、「8」）の合計点で指定候補者を決定する。

委員：異議なし。

委員：配点が細かい理由は何か。

事務局：従来のひな形に基づくものであり、これまでの経緯を尊重した形で、作成した。みなさまの協議の結果、変更していただいても問題ない。

委員：藤田委員から、配点数を切りよくとの話もあったが、現状のままでもいいか。

委員：異議なし

資 料 ・ 特 記 事 項	1 資料 (1) 横浜市緑スポーツセンター指定管理者選定委員会名簿 (2) 横浜市緑スポーツセンターの指定管理について (3) 横浜市スポーツ施設条例（抜粋） (4) 横浜市緑スポーツセンター指定管理者選定委員会運営要綱 (5) 横浜市緑スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱 (6) 横浜市緑スポーツセンター指定管理者 公募要項（案） (7) 横浜市緑スポーツセンター指定管理者 業務の基準（案） (8) 指定管理者の応募関係書類様式
---------------------------------	---